

令和3年道委不第6号 函館バス事件 命令書（概要）

第1 当事者

- 1 申立人 日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合函館バス支部（以下「組合」という。）
- 2 被申立人 函館バス株式会社（以下「会社」という。）

第2 事案の概要

本件は、組合から、会社の次の行為が労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、当委員会に救済申立てがなされた事案である。

- (1) 組合が会社に対し行った次に掲げる団体交渉の申入れ（以下「本件団交申入れ」という。）
に対し、会社が、組合の執行委員長であるAは令和3年4月29日に会社を定年退職したことにより組合員資格及び執行委員長としての地位を失っていることから、組合の代表者をAとする団体交渉申入書では、組合の意思に基づいたものであるか確認できないことを理由に応じなかったこと。
ア 同年5月31日及び同年6月18日に組合が申し入れた時間外及び休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）の締結等に関する団体交渉
イ 同年9月7日に組合が申し入れた組合費に関する団体交渉
ウ 同月8日及び同年10月25日に組合が申し入れた暖房手当に関する団体交渉
エ 同月22日に組合が申し入れた組合の副執行委員長Cの発言に関する団体交渉
オ 同年12月6日に組合が申し入れた暖房手当及び秋闘統一要求に関する団体交渉
- (2) 同年10月29日に会社が、Cとの間で36協定等を締結したこと（以下「本件36協定締結」という。）。

第3 主文要旨

- 1 被申立人は、申立人からの団体交渉の申入れに対し、申立人の規約を独自に解釈して、申立人執行委員長の組合員資格及び執行委員長としての地位に疑義があるとの理由で団体交渉を拒否してはならない。
- 2 被申立人は、申立人執行委員長の組合員資格及び執行委員長としての地位に疑義があるとの理由で申立人が申し入れた団体交渉を拒否する一方、申立人の承認を得ずに申立人副執行委員長を名乗る者が行った団体交渉の申入れを応諾し、時間外及び休日労働に関する協定を締結するなど申立人の運営に支配介入してはならない。
- 3 被申立人は、次の内容の文書を縦1.5メートル、横1メートルの白紙に楷書で明瞭に記載し、被申立人本社の正面玄関の見やすい場所に、本命令書写し交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない（内容は省略）。

第4 判断要旨

- 1 争点1（会社が、本件団交申入れについて、Aの組合員資格及び執行委員長としての地位に疑義があることを理由に団体交渉に応じなかったことは、法第7条第2号の不当労働行為に当たるか）について

会社は、本件団交申入れに対して、Aが組合代表者として登記されていないこと、また、組合の規約上Aの組合員資格及び執行委員長としての地位について疑義があることを理由に、Aが組合の代表者であることの証明を組合に求め、この証明がなされれば団体交渉に応じるとの趣旨の回答を繰り返し行い、団体交渉に応じていない。

会社は、団体交渉を拒否しているわけではないと主張するが、Aの定年退職日以降、団体交渉は一度も行われていない。したがって、会社のこのような態度は、正当な理由が認められない限り、法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

そこで、組合の代表者の登記、規約上のAの組合員資格及び執行委員長としての地位に関する会社の主張に正当な理由が認められるか、以下検討する。

(1) 組合の代表者の登記について

法第11条第3項は、「労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。」と規定している。

会社は、法第11条第3項は団体交渉にも適用されるべきであり、組合の代表者の登記について、平成24年10月22日にDの代表者就任の登記がなされてから変更の登記が行われておらず、登記上、Aが組合の代表者であることを確認できないことから、その資格や権限についての証明がなされない限り、執行委員長A名義での団体交渉の申入れに応じないことには正当な理由があると主張する。

しかし、法第11条第3項が、法人である労働組合について登記すべき事項を第三者への対抗要件と定めているのは、労働組合と取引関係に入った者との法律関係の安定等を考慮したものであるところ、団体交渉の申入れは、労働組合が使用者に対し交渉を求める行為であって、同条項が予定する取引行為ではない。

したがって、労働組合の代表者の交代があった場合、その旨の変更登記がなされていないことを理由として、使用者が団体交渉を拒否することは許されない。よって、組合の代表者の登記がAに変更されていないことは、団体交渉を拒否する正当な理由には当たらない。

(2) 規約上のAの組合員資格及び執行委員長の地位について

会社は、Aが、令和3年4月29日に定年退職したことによって、規約上、組合員ではなくなり、その結果、組合員としての地位を前提とする組合執行委員長の地位も失うと考えられ、Aに組合を代表する権限があるかどうか疑義が認められるから、その資格や権限についての証明がなされない限り、執行委員長A名義での団体交渉の申入れに応じないことには正当な理由がある旨を主張する。

この点、Aは、組合内部の正規の手続を経て組合の執行委員長に選任され、会社も過去複数回にわたってAを執行委員長とする組合からの団体交渉に応じてきた経緯があるところ、上記の会社の主張は、規約を独自に解釈し、かかる立場にあったAの資格・権限が失われたというものであるが、組合員資格や代表権限の有無は、組合内部の組織・運営に関わる事項であり、これらを定める規約の解釈・運用について、会社が干渉することは本来許されない。

したがって、本来干渉することが許されない規約の解釈に会社が立ち入り、それを理由にAの組合員資格及び執行委員長としての地位に疑義を述べて、Aを組合代表者とする団体交渉を拒むことには正当な理由は認められない。

(3) 総括

以上から、組合の代表者登記、規約上のAの組合員資格及び執行委員長としての地位に関する会社の主張は、団体交渉を拒否する理由になり得ず、会社が団体交渉に応じないことは、法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

2 争点2（本件36協定締結は、法第7条第3号の不当労働行為に当たるか）について

(1) 会社は、組合からの「執行委員長 A」名義による団体交渉の申入れに対しては、Aの組合員資格及び執行委員長としての地位について疑義を呈して応じない一方で、執行委員長代理を名乗るCからの団体交渉の申入れに対しては応じた上、36協定等を締結した。このような対応をとった理由について、会社は、Aの組合員資格及び執行委員長としての地位を有することの証明を求めているにもかかわらず、組合はこれに応じないのに対し、Cは会社に対し資料を提示の上、自身に執行委員長代理権があると申し出、その資料と規約を検討した結果、副執行委員長であるCに執行委員長の代理権があると証明されたからであり、やむを得ないものであると主張する。

(2) 法第7条第3号の支配介入とは、労働者が労働組合を結成・運営することを使用者が支配又は介入することをいうが、これが不当労働行為として禁止されている趣旨は、労働組合の自主性・独立性を確保し、その団結力を維持・強化することにあると解され、換言すれば、労働組合の自主的な運営・活動に対して使用者が干渉・妨害するなどして労働組合を弱体化する行為を指すものと解される。

(3) 会社は、規約の解釈に基づいてAの組合員資格及び執行委員長としての地位に疑義を呈してAを代表者とする団体交渉を拒絶する一方で、独自の規約の解釈に基づいてこれとは逆に積極的にCの組合代表権限を認め、同人が申し入れた団体交渉に応じ、その結果、36協定等の締結にまで至っている。かかる会社の対応は、本来、組合の自主的判断に委ねられている規約の解釈を会社独自に行って、一方を排除し他方を受け入れるというものであり、組合の自主的判断に対する干渉といわざるを得ない。

(4) しかも、第110回定期大会の開催日直前の令和4年1月26日、H常務取締役は、代議員として同大会に出席予定のCらに対し、「Aさんが委員長じゃないということはずっと思ってるんで」、「根本的には、僕は、この大会は無効だと思ってて、まずは、執行委員長であるAさんの招集で開いた大会は無効であると僕は思ってます。」、「それで、もう何を決めようとしても、最後は、はっきり言います、ひっくり返したいなと思ってて、」と発言している。

これらのHの発言は、Aの組合員資格及び執行委員長としての地位に疑義を呈するだけではなく、Aが招集した大会の成立阻止の意思を表明するものであり、会社が、この大会においてAの組合員資格及び執行委員長としての地位が明確に認められることになる事態を阻止したい意思を有していたものと認められる。

また、Hは、Cらに対し、「何かこう、僕もちょっと組合員からいただきまして一読した中で、ちょっと不明な点とか、これは何か変かなは、ちょっとだけ、Cさんにはお伝えして、で、これからやっぱり大会でこういうこと質問をしたらいかがかっていうものをちょっと作ってみたいなどか思っているんですけど。」と、同大会でCらが行う質問内容について協力を申し出、それ

を受けて、CらはHの発言に沿った意見を述べている。

このことからすると、会社は以前から、組合からAを排除するために、Cらを利用してきたこともうかがわれるといわざるを得ない。

- (5) 以上からすると、会社は、あえてCからの36協定締結に関する団体交渉に応じ、Cとの間で協定を締結することにより組合の弱体化を図ったものと考えられ、本件36協定締結は組合の組織・運営に対する干渉であり、法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

第5 審査の経過（調査7回、審問2回）

1 申立年月日

令和3年（2021年）8月10日

2 公益委員会議の合議年月日

令和4年（2022年）10月14日、同月31日、11月11日、同月25日、同月28日

3 命令書（写）交付年月日

令和5年（2023年）1月30日